

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

文部科学大臣 柴山 昌彦

学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針</p> <p>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</p> <p>三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 「略」</p> <p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</p> <p>二 教育研究上の基本組織に関すること</p> <p>三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</p> <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p> <p>八 授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>2 「略」</p>	<p>第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <p>一 卒業の認定に関する方針</p> <p>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</p> <p>三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 「同上」</p> <p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</p> <p>二 教育研究上の基本組織に関すること</p> <p>三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</p> <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p> <p>八 授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>2 「同上」</p>

3|| 大学院を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置

基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての
基準に関する情報を公表するものとする。

4・5|| 「略」

第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第
二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第
百四条第三項、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十九
条から第七十二条の二(第三項を除く。)までの規定は、高等専門
学校に準用する。この場合において、第六十四条第一項中「第五
条」とあるのは「第五十二条において準用する第五十五条」と、同条
第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第十八
条の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大
学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期
大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門
学校設置基準」と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第二十
三条において準用する第五十五条」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

3・4|| 「同上」

第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第
二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第
百四条第三項、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十九
条から第七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。こ
の場合において、第六十四条第一項中「第五十五条」とあるのは「第
百二十三条において準用する第五十五条」と、同条第三項中「第九十
条第一項の規定により大学」とあるのは「第十八条の規定により高等
専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基
準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び
短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」
と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第二十三条において準
用する第五十五条」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大学院設置基準の一部改正)

第二条 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げる対象規定は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第四十二条 「略」</p> <p>(知識等を教授するために必要な能力を培うための機会等)</p> <p>第四十二条の二 大学院は、博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。)の学生が修了後自らが有する知識等を他の者に対し教授するために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提供を行うことに努めるものとする。</p> <p>(経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示)</p> <p>第四十二条の三 大学院は、授業料、入学料その他の大学が徴収する費用及び学生の経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、これを学生及び入学を志望する者に対して明示するよう努めるものとする。</p> <p>第四十三条 「略」</p>	<p>第四十二条 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p> <p>第四十三条 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は令和二年四月一日から施行する。